

## 藤井寺市子ども・子育て会議 第4回会議

日時 平成26年7月23日(水)

場所 藤井寺市役所3階 入札室

### 1. 開会

### 2. 議事

#### (1) 藤井寺市子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について

～事務局より、資料1に基づき説明～

会 長：藤井寺市の人口動向が出ていますが、問題になるのは0～14歳統計です。5ページの「子どもの人口推移」の予測で、0～14歳の数は平成23年から右肩下がりにどんどん減っています。ゴールデンウイーク明けに政府の諮問機関である「日本創成会議・人口減少問題検討分科会」が発表した人口推計結果が全国ニュースで流れて、25年後に800数十市町村が消滅するかもしれないという予想の話は非常にセンセーショナルな話題になったと思います。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計と我々が5月に厚生労働省から直接聞いた話をあわせると、人口動態で2005年を100とすると30年後には大体3割の子どもがいなくなり、市町村別では半分以下になる大阪府下の市町村も出てきて、80%、90%を維持できる市は数市程度になりそうです。保育人数は、平成31年まではこのまま上がっていきませんが、厚生労働省はついにこの前の会議で、10年後以降には保育士が余りだす可能性があると言い出しました。

保育者について、子育てが終わった主婦に保育士資格に準ずるものを与えて、保育士資格を持たなくても保育所で勤められるという方向で進むと思われていましたが、5月になって、小規模保育の保育者についてだけ研修を受けた子育て経験のある人が働けるようになってきています。この変化をよく頭に入れておいてご審議ください。

現行の保育所、幼稚園、認定子ども園を含めて、10年後は成立が危惧され、15年後にはかなりの成立が問われる事態も推計からでてきます。先ほどの確認の作業と見直しの作業という議案の言葉が、非常に問題になってきます。5ページで、子どもがどんどん減っていくのが分かると思います。大阪府下の南部や和歌山では、公立の幼稚園の全廃を決めている市町村も多いのです。さらに、中央の中核より小さい都市では、子どもの激減で、単独の小学校や中学校としては成立できないで、小学校と中学校の一貫教育校も設置されるようになってきています。このままでは藤井寺市でも10年後、15年後にはそのようなことが起こらないとはい

いきれないかもしれません。

私は、藤井寺市が今まで取り組んできた「子どもの育てやすいまち」という視点に加えて、人口をどのように考えていくのかという視点を、43 ページの「現状と課題まとめ」や 46 ページの「基本視点（案）」の中に入れていくべきだと思います。資料の 1 ページに、合計特殊出生率 1.41 の数字が上がっていますが、東京など大都市部で非常に出生率が低く、沖縄をはじめとするところでは高いという現状です。全国の市町村が人口増に取り組まないといけないということでしたが、ある市町村で、子どもを生み育てたい夫婦の人口流入を図る促進策を取った結果、その市町村の出生率は非常に高くなって、施策によって人口を維持し、なおかつ子育てがしやすいまちづくりができるということが、データとしてはっきり出てきています。2011 年度にこのような施策を取り入れて推計しなおすと、少子化にある程度ブレーキがかかるのではないかとこの統計も出てきています。

人口増が今後非常に重要な問題になってくると思いますので、本市の重要な視点として、子どもが生み育てやすいというキーワードが重要ではないかと考えています。人口動態で検索すれば、市町村別で全部データが出ているので見ていただければ、大阪府下でも 15 年後には子どもが 2005 年の半分程度になるという市町村がずらっとあって愕然とします。大阪市ですら、子どもの数はどんどん減っていきます。東京都は 1.1 台の出生率ですので、若い人を集めても、自然増が見込めないという状況であり、かつ、子育てが非常に厳しい状況にあるわけです。それを改善するためには、働きやすく、かつ、子どもが生み育てやすいまちづくりを全国規模で展開しない限り、この問題の解決には至らないと思います。子ども・子育て会議における施策の重要な視点として今回の骨子案の中で、そういう部分も含めてご意見を頂ければと考えております。

国は、保育ニーズのピークは平成 29 年だとしており、31 年までは現状維持、それを超えると減っていくことは予測調査で明らかですので、それを踏まえて、各都道府県では新しい施設整備をどうしていくかという問題につながっていくことだと思います。

44 ページの「コンパクトなまちを活かした子育て環境の充実」について、本市の場合は 7 つの小学校区と 7 つの保育所・幼稚園があったのですが、ご存じのように、なな保育所は既に民営化されており、西小学校と南小学校は平成 30 年に統合になります。それから、保育地域の見直しがかかってきます。これから、基本計画を作っていく上では、その視点を欠いては、計画としては困るものになるのではないかと私は思っています。

今言いましたような視点につきまして、大体 20～30 分くらいの間でご意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

花崎委員：先日、病児保育のフォーラムにオブザーバーとして出席しまして、藤井寺市の病児保育はどうなっていたかなと思っていたら、ご説明では見直しになっているということでした。

私は、子育て中、子どもが病気になっても見てくれる親がそばにいたので助かったのですが、病気の子どもをほったらかしにしても仕事に行かなくてはならないのか、というような世間の目があるとされています。共働き世帯が増えていく流れの中で、親は地方にいて周りを見てくれる人がいないとか、親の世代もその親たちの介護をしていて孫を見られないというような状況が、これからはすごく多くなるのではないかと思います。突発的に起こる子どもの病気にどう対応していくのかを考えていくと、血縁関係や近くに頼れる人がいるということでも安心を得られないのではなく、安心して子育てをするために、子どもがいつ、何があっても見てもらえる施設があることや、安心感を与える自治体など、子育てに対して全体的にみんなが考えを変えて、みんなで育てようというふうに考えを改めていかないといけないとすごく思いました。病児保育に関して計画が変わるかもしれないということですが、数が少ないから変えるのではなく、ニーズがあるものに対しては考えていただきたいと思っています。

会 長：病児保育は本市の統計データではニッチなところですが、困っている方は本当に困っておられるので、前回、そこをすくい上げるために、1市ではなかなか採算が難しいので、特に従来から連携している柏原、羽曳野、藤井寺の3市で連携を図って、その境界線くらいのところにも1つ作るだけでも非常に助かるのではないかと話をしました。全国的にこの部分は採算に乗らないことが明らかで、やっておられる方は持ち出し覚悟なので、民間任せでは絶対に参入しません。逆に言えば、それが公共の福祉をやるべき行政の仕事ではないかと思います。その辺を踏まえて、そのニッチな人たちを全体として地域としてどういうふうに支えるかという視点が必要ではないかと思っています。

林委員：子どもが少なくなることは気になりますが、子どもをもう1人生んで育てたいかと聞かれたら、私はやはりノーと思うのです。お金がかかるとか、いろいろ現実的な理由のほかに、社会から離されているような孤独感が多いと思います。働く親が多い理由も、金銭的なものもあると思いますが、孤独感などから解放されたいという気持ちもあると感じます。

私は親が近くにいなかったのも、全部自分が責められているような感じがしていて、地域のサポートがあっても、その情報を得る手段が全くなく、自分が動かないと探せないことがとてもつらかったと今でも感じます。市のほうからこんなものがあるよというような、ウエルカムみたいな感じの情報がもっとあって、子

育て支援は子どもが幼稚園や保育園に行ったところで終わりではなく、放課後児童会や学童に行ってもずっと続く地域のサポートが大事だと思います。

会長：今の提案について、私は、自分で探さないといけないという現状を打破するには、1歳児検診、3歳児検診、全戸訪問で、同意を得る形でのメールアドレス等の収集を行って、そこに市からプッシュ型情報を出していくべきだと申し上げてきましたが、本市の計画書には反映されていません。また、この前、本学で行っている地域子育て支援研究所に、新聞社から取材に来られました。孤立しているお母さん方にどのような支援の手を差し伸べているかという視点で、本学で実施している広場「ユッタリユックリ」の取り組みを紹介し、大阪市内のある子育てひろばの取り組みと連携していることも紹介しました。

全国的な社会面を担当している記者たちの間では、お母さん方の孤立感をどうしていくか、そしてそれと社会的つながり、絆をどう確保していくかを市町村の計画の中にどのように組み入れていくかということが非常に問われていると思うのです。今回、提案されている計画の基本的な考え方は、どこの市でも通用するようなことしか書かれておらず、本市の特色を受けてどのような視点を入れていくかという部分は入っていないと思うのです。我々はこの場でかなり長い時間をかけて、本市の子ども・子育てについてどうすればいいかということをお話し合ってきたので、そのような視点をぜひ入れていただきたいと思います。

森田委員：私は1人しか子どもがいませんが、少子化と言われても2人目に踏み切れない理由は、やはり金銭的なことです。もう1人産むには広い家に引っ越さないといけないし、引っ越すと子どもを育てるお金がなくなる。専業主婦の私が働けばいいのですが、1人目の時にほとんど入院していたので、働きながら子どもを育てるのは無理かなと思うのです。安心して産めます、安心して育てられますという、何かそういうものがあれば、やはりもう1人産もうかなという気にもなると思います。それを市にどういうことをしてほしいというのは、私の中ではまだ答えが出ていないのですけれど、現状はそんな感じです。

この前、新聞か何かで、義務教育を幼稚園のほうにずらして、4～5歳児の教育を無償化すると出たのですけれども、ここには全然触れられていないのですが、それがどうなるのか少しお聞きしたいです。

事務局：無償化の話は、以前から国で議論されていたのは存じていますが、我々、地方自治体でどういう形で進んでいくのかという細かいところの情報は、現時点ではまだ、子ども育成室まで伝わってきておりません。

会長：無償化に関して、文部科学省の教育に関しての大本を審議する中央教育審議会では、昭和 27 年に最初の学習指導要領の試案ができてから、約 10 年ごとにその教育改革の改訂を行ってきていて、2018 年を目指して、現在かなり話が詰まってきました。前倒しで行おうという中に、先ほどの 5 歳児の無償化の話もあります。中央教育審議会の考え方でいくと、就学前保育は保育園や幼稚園に行っている場合、その中の教育をどう考えるかです。認定こども園制度では、保育を行う教員は保育教諭と呼ばれ、保育士資格と幼稚園教諭資格を持っていて、4 時間の学校教育が規定されています。

厚生労働省では、保育所・保育園における実態、文部科学省では、私立幼稚園の教育の多様性があります。小学校以上は学習指導要領が決まっています、どの学校でもこの内容はきちんとやらなければならないということです。以前は、学習指導要領の範囲を越えても下回ってもいけないとしていた文科省が、この前の学力問題の時に学習指導要領は最低基準であるとした結果を受けて、各学校で工夫が求められている状況です。

幼稚園教育要領については、学習指導要領のようなきちんと枠組みがなく、遊びを通して学ぶことが幼児教育の基本理念なので、その展開についてはそれぞれの幼稚園が地域と園の特色に応じて自由に考えてよいことになっていて、そうすると一律に無償化していいのかとかいう話が出てきました。ですから、中央教育審議会が幼稚園教育要領をどう改訂するのかという話に戻りますが、改訂すると、小学校を 1 年下げるということで、今、幼免しか持っていない先生は小免を持っていないので、免許・資格をどうするのかという問題も考える必要がでてきていろいろな考えがでてきています。

お金の問題に話を戻すと、先週の NHK スペシャルの“超人手不足”の討論会で、子どもをたくさん生み育てないと駄目だという話が出てきた中で、榊原さんは盛んに消費税を 20~25% にしないと予算が足りないと言っていて、従来型のところで考えているなと思いました。若い人たちは、もっと柔軟な発想をしていたので、その辺を踏まえて、今後、各市町村が税金の投入の仕方を変えることで、市町村が子どもを生み育てることに特化したまちでやっていきますと、手を挙げていくというやり方がどんどんあちこちで始まってくると思います。そうすると、その市町村自体も存続できます。

その時の話では、若い人が流出すると、介護の層もなくなって、結局は総倒れになるそうです。ですから、市としてそこに予算をどれくらいつけて、どんな給付をしていくかという部分は、施策として非常に大事だと思います。子育てにお金がかかるのは確かで、子ども 1 人に 1 千万円、私学に行けば 2 千万円近くかかるそうなので、その辺も解決しないとこの問題は解決しないということです。国もその辺はよく理解していますが、財源がないというところで、景気がよくなっ

ていくことを期待しているということになるかと思います。

副会長：学童保育について、保育所では7時半まで預かってもらっていたのに、小学校に上がったとたんに学童保育は6時までということで、冬はもう真っ暗ですし、1人で帰れという感じになるみたいなのです。市に聞くと、一応、学童保育は1校区に1つずつしか認めず、補助金はそこしか出せないということで、それも少しおかしいのではないかなと思います。今も一時保育などでも預かっていますが、これから、土曜日もやってくれ、時間をずっと延ばしてくれということになってくると、そういうものが、だんだんと必要になってくるのではないかと思うのです。民間でやりたい人がいればどんどんやっていただいて、活性化というか、上が決めればできるわけなのですから、困っている人に何とかしてあげて、親が安心できるような必要性のあることをやってもらいたいと思います。いろいろなことを、どうすればできるのかということ視点を、考えていただきたいと思います。

また、今、ネックになっているのは場所探しです。学校の近くの場所がいいというのはほぼ100%の保護者の願いなのですが、近くに場所がないので、小学校の空き教室をもっと有効に使ったらどうかと前にも言いましたが、何でそれが使えないのかと思います。年間で1週間くらいしか使わないのに、そういうことを誰に言えばいいのか、スムーズにさっとできるようにしていただきたいと思います。

会長：その部分については、資料4の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）」で議論したいと思います。

岩下委員：私はお子さんたちを預かる側ですが、どういう時に一番困るかなと考えると、突発的な病気です。特に仕事をしているお母様たちとは、なかなか連絡が取れません。取れても、行けませんという感じで、無理して迎えに来ていただくのですが、保護者の方に来ていただくことを最終段階にもっていったらすごくいいのにと考えるのです。1園で常時、看護師を雇うことは本当に難しくてできないので、拠点が無理であれば、例えば、市役所と病院が連携して、連絡すれば看護師さんが来てくれて、この様子なら大丈夫とか、この薬で大丈夫というような診断をしていただけたら、保護者に連絡しなくても安心して保健室とか職員のいる所で預かることができるのと思うことがよくあります。

あと、お子さんを育てる世代のお母さんたちは若くて、熟年の方たちより収入が少ないのは確かです。その辺の負担をどうにかしてあげられないかなと、難しいですけど、すごくその辺、できないのかなと思います。

それから、大阪は今、子ども達の学力がすごく低下していると言われます。子

ども達を小学校に送り出すにあたって、小学校の先生方にお聞きしたら、「小学校で文字は教えます、書き順とかを変に覚えてくるから教えないでください」ということでした。でも、もう既にお受けした段階で書けるお子さんはたくさんいて、そこで既に差がついてしまっています。その辺がばらばらなのは、すごく気になるし、どこまでどうしてあげたらその子のためになるのか分からないので、一度、聞いてみたいと思っています。

会 長：学力については、言われるように、実際、徹底してやる園もあれば、小学校に入ってからという園もあり、ばらばらなのです。その辺も踏まえて、どこまでどうするのかを決めない限り、無償化は動かないのではないかと思います。

一方で、遊びを通した学びという視点があり、世界の流れでは、幼稚園・保育園の場合、文字指導は自然に入っていることが多いのです。教え込む教育ではなくて、自然に入るものまで排除するという考え方は少し違うと私自身は思っています。一人一人の子どもを中心に組み立てるのは幼稚園や保育園の教育で、小学校に入ると最低基準という形で必ず保証するというところで、義務教育と義務教育以外で分かれているという話です。中央教育審議会のいろいろな部会の中で、5歳児に義務教育を持ってくるなら何をどこまで最低基準とすればよいのかについて話し合われている現状です。

岩下委員：この話はきっとどこに線をもってきて、そうなるのだろうという話ですね。

会 長：小学校に入るまでに自分の名前は読み書きができて、それ以外に読みたいものがあれば、どんどん読めるようにされている園が多いように思います。岩下委員のところはいかがですか。

岩下委員：せめて自分の名前を読めて書けて、そこができていたら、あとの事柄も興味を持ってくれるのではないかと思います。

副会長：今言われたように、遊びの中で今何時とか、かるたで文字を覚えるとか、子どもが覚えるのに時機があるという話です。小学校から文字を教えなくていいと言われて、私もえーっと思ったのですが、保育園なら保育園でできる範囲があると思うので、自然と覚えられるような環境を作ってあげるといことだと思って、そういうふうにはしています。

会 長：それは結局、各園に任されている現状なので、一律無償化していいのかという論理が一方で議論されているということだと思います。

福森委員：今の問題で、親の収入によっても、母子家庭ではやはり収入が少ないから、かなり差が出てくると痛く感じます。それから、生み育てやすいまちにするということですが、子どもを産んでも相談する相手がいない方がたくさんいて、どう育てていいのかわからなくて、ノイローゼになるような方が結構いらっしゃるのです。そういう人を助けてあげる施設があればと思うのです。

会 長：先ほどから出ているプッシュ型、相談先、看護ステーションみたいなものを1つでは作りにくいので、どこかでトータルにしていくという形です。今後、子育て支援拠点事業は、一般型と相談機能を強化した連携型の2つに分かれます。そこが保護者の相談業務の中心になるのですが、その中に全部入ってくると思うので、その辺を踏まえて、行政がどうされるかが今後の検討事項になってくると思います。

この議案について、今後の視点として、本市は子どもを生み育てやすいまちという視座を入れさせていただくという方向性でいかがでしょうか。

(一同異議なし)

会 長：事業計画の中には、さらに本市としての特色ある事業展開を含めた案を入れていくということで、それぞれの家庭、保護者が子どもの最善の利益を実現するための保育、教育、子育てを行うために、本市として特色ある施策をどのようにしていくかということ、ぜひこの事業計画の中に入れていただき、その上で先ほどから問題として挙がっていた病児保育に関する部分や保育・教育に関する部分、あるいは相談先の確保、看護師のトータルなサポートの方法、あるいはプッシュ型の情報発信の方法、そういうものも含めて、ぜひ考えていただきたいと思います。事業計画について、よろしいでしょうか。

(一同異議なし)

会 長：次の議題の3本の条例化ですが、まず、「家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準」は、従来の認可保育所の枠組みに加え、新法により平成27年度から4類型に助成金が出て、市町村の認可事業として位置付けられます。その基準を市の条例に規定する必要があるため、以下順番に審議していきます。

では、議事(2)について、事務局から説明をお願いします。

(2) 藤井寺市地域型保育事業の認可基準等について



～事務局より資料2に基づき説明～

会 長：お考えいただく視点の1つは、サービスを受ける保護者の視点で、どういうところで安心安全が図れているかが非常に大事だと思います。もう一方の視点は、国では保育ニーズのピークは平成29年度だと言っており、その段階までは保育士は非常に不足していますので、保育士資格を参入の条件に付けると、実際にニーズがあっても参入してくれてくれるのかという視点も大事だと思います。

以前、家庭的保育員に預けられていたお子さんがうつぶせ寝で死亡した八尾市の事件をご存じだと思います。法令で定められている時間数の下限の研修しか行っておらず、うつぶせ寝はいけないと教えてもらっていなかったということです。逆に言えば、市町村が研修をきちんと行って認定していれば、保育士資格は必要なのかという問題です。藤井寺市として、保育士資格を持つ人に限定して進めていくべきか、あるいは、一部の部分については資格を外して、藤井寺市としての研修をきちんと実施していくか、方向性としてどうするかです。

私も、大阪府下で家庭的保育員の研修をやっていますが、大阪市でも今、家庭的保育員の研修に関していろいろと考えられてきていますので、その辺を含めたところでご検討いただきたいと思います。何かご意見がある委員はおられますか。

花崎委員：市町村が家庭的保育者に行う研修は、来年の4月からやると新聞で知りました。標準研修は大体10時間と書かれています。藤井寺市が資格を持つ者になるのか、資格が全くない者になるか、研修の募集など、時間的にすごく迫ってきているのではないかと思います。そういうことは何かお分かりになっているのですか。それと、この研修は無償なのか有償なのか、自分の実費を払ってまでもよそのお子さんを預かりたくないという部分もあると思います。

事務局：時期については未定です。今、資料1の子育ての新事業計画で量を把握しているところで、秋口に大阪府に報告する量の確保策の中で小規模保育等の家庭的保育者を使うことになれば、その研修等を検討していくことになります。研修等を市町村単独で行うのか、大阪府が府内統一でやるのか、まだその辺りも情報が下りてきていない状態で、時期としては未定です。

費用面に関しても、実際にどこがやるかも決まっていないので、研修を受ける方に負担していただくのか、市の一部補助か、そういう面も不明です。

会 長：この理由に関しては、ファミリーサポート事業とも関わりがあります。ファミサポのニーズ量の確保、ニッチなニーズという確認は済んでいますので、現状も含めて、事務局はその辺をどのように考えていったとか何かありますか。

事務局：ニーズ量は非常に多かったのですが、その出し方はファミリーサポート事業単体ではなくて、一時預かりの中で合算した形でのニーズ量です。一定の援助会員数がいっても、実際に動ける人には偏りがあって、一部の会員が主に動いているという状態にあるのも事実です。それと、依頼会員と援助会員のマッチングというような仲人的な事業なので、基本的には事前に約束をしてという形があるので、あらかじめ分かっているお迎えとかその辺のニーズには応えられても、突発的な部分にはなかなか対応できないという現状です。

会 長：先ほどから出ている、一番困っている突発というところの受け皿ではないということ。待機児童の方や非常に小規模な保育を選びたいという方が家庭的保育者を利用活用されるのですが、保育所をどんどん増やした他市町村では、小規模型、あるいは家庭的保育者に預ける人数が埋まらない、あるいは埋まるのが遅いという事例が起こってきています。子ども1人あたりに地域型給付を行いますので、子どもがいないと給付金が出ないのです。そうすると、果たして設備を整えた上で参入するかどうかです。

ニーズとしてはある程度のボリュームはあっても、受け皿となっていていただく方々の参入がないと行き場を失うことになります。その辺りも含めて、資料アの8枚目の「第4節 小規模保育事業C型」にあるのは国基準です。A型、B型、C型の大体のイメージとしては、A型は保育所から連携して保育園分園に近い類型になります。B型は中間型ということで、C型は家庭的保育が従来行われていたママさんサークルがそのまま発展したようなイメージです。

先ほど言ったように、保育士の資格を全員に一本化というような話が出てくるのが小規模型です。家庭的保育者は5名以下ですが、1人が受け持てる人数はもっと少なく、補助員がいれば5名までという形になるので、現実にはそういう形の家庭的保育事業に入ってくる方がどれくらいあるかというところで、市町村が設置数の目標数を立てて推進しない限り、参入を待っている状態ではなかなか進まないと思います。この地域に年間何か所作ってどう運営するというような方針を立てていろいろやられている市町村はあります。そういう形にすれば、今、花崎委員が言われたような問題は解決していくのではないかと思います。現行の保育士を要件とするか、保育士は問わないか、その1点だけ聞いて、条例を出していきたいと思います。いかがでしょうか。

花崎委員：決めてしまっただけで、実際の参入者がいないとなるなら、数の把握がすごく困ります。

会 長：要するに、困っている方とボリュームのところで、参入しやすい方向で条例を出すのか、あるいは、安心安全のために保育士資格を持つ方がいるほうがよいと判断して条例を出すほうがよいと思われるのか、それぞれの思われるところを言っただけであればと思います。

花崎委員：資格はあるほうがよいとは思いますが、何か資格が一人歩きしていて、30年前の資格と今が一緒の基準なのかなと思います。最近の子育てに関する若い人の感性と、私たち昭和の感性が違うのであれば、きちんと見てくれる人であれば資格があろうがなかろうがよいと思うのです。でも、ニーズが欲しい方には資格があるほうが、説得力があると思います。条例についてはどっちがよいのか、現時点では判断が付きません。

林委員：資格が全てではないのですが、小規模保育で働いている側からすると、やはり資格は必要だと思います。けれど、やる人がいるのかなと思います。

森田委員：私は生協の活動をしていて、その間に子どもをコープママさんに預けています。生協の本部のキッズルームみたいところでみてくださっているのですが、確か、コープママさんは保育士ではないと思います。子育てが終わった方が生協の研修みたいなものを受けてやったださっているのです、私は保育士の資格を気にもしていなくて、その方を信用というか、後ろに生協があって研修も受けてということで、安心してずっと預けているので、特に保育士という資格はなくてもいいのではないかと思います。

副会長：実際に小規模保育をやっていると思うのは、資格がある人に来てほしくても、払う報酬が全然合わないのです。今、全員 820 円という最低基準の給与で、ボーナスはとて払えないので、そういう資格を持つ人を雇えというのなら保証がほしいです。今、はっきり言って高齢の保育士しか雇えないのです。昔取った資格を持っているが何十年も保育していないという方も来られます。私としては、子育てが終わった 30 代 40 代の意欲のある方は、はっきり言って保育士資格がある人より上です。意欲の問題でもあると思うのです。

岩下委員：難しいですね。預かるお子さんの年齢にもよるような気がします。確かに、やっぱり資格だと思う時もあるし、資格がなくてもすごくセンスのいい方もいます。でも、やはり資格があるほうがきっと安心はあります。資格がないにしても、何かの勉強は必要かなというのは思うので、それも打ち出した上で、納得してもらって預かるという形であれば、それはそれでいいのかなと思います。

福森委員：私は資格があったほうが安心して預けられるのではないかなと思います。古い資格であれば、市で1年に1回とか講習などを開かれたらどうかと思います。

会長：子育てを終わった方が国基準の研修を受ければ、それを家庭的保育者の資格として、小規模型あるいは家庭的保育に従事してよいというのが国の方針です。さらに厳しい条件として、藤井寺市でそこに保育士資格をつけることができるのです。国の流れに乗っていくのであれば、今、我々の意見として、研修をきっちりしていく方向で保育士を外すことは可能です。保育士をつけておいたほうがいいのかというのが多数派だと思うのですが、事業をする側から言うと、そういう条件をつけられたら本当に参入できないのではないかなと思います。はっきり言って、参入できないものを作ってもしかたがないのです。国は参入できるようにハードルを下げようという方向で進んでいるわけで、ハードルを上げることがいいのか下げることがいいのかということなのです。安心安全でいえば保育士ですが、先ほど言われたように個々の方の意欲という部分では、研修を受けた上で従事できる道を残しておくというのも一つの方法です。今の話を聞かれて委員としての感想をお願いします。

花崎委員：小規模保育を増やしたいのならば、資格がなくても研修を積んである程度知識を持った上で、子育ての経験がある者がいますというのはいいことだと思います。資格のあるなしに関係なく、子育てに対して支援してあげたいという気持ちのある方でいいと思います。

林委員：子どもの発達とか、子どものことを理解してくれる人間性が一番問われると思うので、資格を持っているというだけでなく、研修や勉強をしっかりと積んでくれる方で、その人間性をきちんと選んでいただけたらいいのかなという感じです。

森田委員：私は資格はなしでいいと思います。

副会長：あまり資格、資格と言うのは考えてはいないのです。特にこういう小さな家庭的保育や小規模なところでは、しっかりした人が研修などをすれば何とかいけるのではないかなと思いますが、やはり、資格があればよりいいという考えです。

岩下委員：小規模保育事業のABCの類型の中でも、ある程度大きいものは、やはり、全員ではないにしても資格者はいたほうがいいのかと思います。すごく小規模なものに関しては資格がなくてもいけるのではないかなと思います。

福森委員：ある程度、資格があったほうがいいのではないかと思います。

会 長：今の感想を勘案していただいて、条例化にあたってどのように進めるかということをお考えいただきたいと思います。ここは、この会議の中ですらこのように非常に議論になるところで、現実を取るのか理想を取るのか非常に悩ましい問題です。私自身は、困っている方を助けていくという視点が非常に大事ではないかと思っています。そういうところを踏まえて、行政のほうでご検討いただきたいと思うので、よろしく願いいたします。資料2に関してはよろしいでしょうか。

(一同異議なし)

会 長：では、続きまして、資料3をお願いします。

～事務局より、資料3に基づき説明～

会 長：少し補足をさせていただきます。前回までのこの会議の中で、情報を提示させていただきました。その中で、一元化、一体化、今現在は一本化になっていることを思い出していただきたいと思います。今は一本化になりますので、その中で全て公的契約を結ぶことになり、それぞれの保護者が対象となる施設に対して契約を結んでいるわけです。行政としては、それを集約し代理業務を行うという形になってくる中で、それぞれの施設が的確であるかどうかということを判定しなければなりません。

そこに出てくる施設は、今まで別々な基準で動いていたものが一本化されたので、保育所、幼稚園、認定こども園が施設型給付になり、原則、全てこの基準になります。その中で、先ほど1号認定のところでは要望がありましたように、2ページに書かれている1号が教育標準時間児です。2号の3歳以上児と3号の0～2歳の子どもの中に保育短時間児で8時間を中心とする子、11時間を中心とする保育標準時間児、こういう子どもそれぞれに対しての基準を決めていくことになります。地域型になると特定地域型保育事業ということで先ほど検討いただいたものも全て3号の基準でやっていく形になります。

従来は、文部科学省が学校法人を、厚生労働省が保育所を、内閣府が認定こども園を行うのを一本化して、新制度では市町村が条例化した上で、それぞれが的確であるかどうかをこの基準に従って確認するという行為を行います。そこでの確と認められたところに、地域型給付かあるいは施設型給付かという形になりますが、給付を行って一本化していく流れです。今回は国基準をそのまま受けてお

りますので、特段何かご意見等があれば、いかがでしょうか。

(意見なし)

会 長：では、続きまして、資料4をお願いします。

～事務局より、資料4に基づき説明～

会 長：参考資料ウは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」です。厚生労働省が行っている放課後子どもクラブの中で、従来、学童と呼ばれていた部分について、要望の一本化の中でいろいろ出てきています。ご意見、ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。

今回、運用の運営規程については含まれませんが、退所時間等について意見としては出していただいてよいと思います。この前、夏休みはいっぱい入ってどうしようもないというような話も聞いています。説明にもあったように、藤井寺市は平成25年度からの整備計画を立てており、決まった法律が後ですので、それに向けて整備を進めていきたいという意向も含めた上で、ご意見等あればお願いします。

林委員：私は、今、下の子を学童に預けているのですが、職員のことが一番気になります。各市でやっている放課後児童会の情報を聞くと、正社員が1人いて、あとはパートだったり、パートの方は資格を持っていない方もいて、その知識を持った方を基本にいろいろなイベントを考えたり、責任を持つ方が必ずいて成り立っているという話を八尾市でも柏原市でも吹田市でも聞いたのです。藤井寺市の現状はそうではないので、たくさんいる指導員の中で資格を有する方の割合とか、みんな同じ立場でとなると誰が現場での責任を負うのか、保護者に不信感があります。親の協力があってこそその放課後児童会だと思うのですが、この前、夏休みのことで混乱があって、なかなか指導員さんとの連携が取れない話ができない、こっちも大変なのですということだけを言われたので、保護者の責任はもちろんあるのですが、安心して預けるという意味では、そういう方に子どもを預けるのは不安に感じています。職員の研修がどれくらいの間隔でどんな研修をされているのか、先ほどの資格の話と同じだと思うのですが、もっとできることがあるので、その辺をもっと考えていける指導員さんを配置していただきたいと思います。

会 長：他市町村では、主となる責任者を決めて、その方が中心に年間計画を組み、その上で連携して研修を行っているようです。実態を含めてご説明をお願いします。

事務局：責任者がいない、正職員というかフルタイムのパートもいない、私どもが全員パートを回しているのが現状で、私どもの今後の課題だということは十分に認識しています。来ていただいている方も、2年以上の経験者が大半を占めているのではなく、小学校の教諭だとか、教諭免許とか保育士免許を持っている方で、それも1人や2人ではありませんので、それは改めて報告させていただきます。生涯学習課で開催するパートの指導員全員の定例会は、やらない月が年間に1、2回ありますが、各教室の課題や、私どもからのお願いというか指示などを伝え、現場の声も聞かせていただいています。先日も、ある会合で保護者の方から出た要望について、定例会の場で、こういう要望があるので対応してくださいと私自身の口から伝えていきます。確かに、保護者の方と各学級との連携が取りにくい部分はあるかとは思いますが、できる限り直接伝える努力はしています。今後、より強固にやっていくために、まだ実現できていないのですが、指導員と私どもの連携も含めて、今まで以上の方策はないか、担当とも話をしています。この条例を設置することで、市としても当然これを遵守して前に進んでいかないといけないと思っています。調査研究だけではなく実践もしていきたいと思っていますので、そういう意味でご理解いただきたいと思っています。

会 長：今後、専任者を置いていくという方向も検討中ということですか。

事務局：誰をどうするか、実際に何年度から正職員とかフルタイムとか、具体的に明言できる状態ではありませんが、課題であることは十分認識しております。

会 長：実態がよく分からなかったなので、全国大会に行ってきました。結局、混乱の1つの大きな要因は、一本化したために教育委員会と厚生労働省の中での調整がうまくいっていないことで、管轄の中での解決しかないのです。藤井寺市として、子どもを総体としてどう見るかという視点をぜひ入れていただいて、その子どもたちがみんな生き生きと暮らせるような活動ができるというところを、総体的に考えていただければと思っています。その中で、専任の従事者をフルタイムで置いて、その人と教育委員会や市の担当課とも連携していただくことが、今後重要になってくるので、ぜひその辺もタイムスケジュールの中に入れていただければと思います。

副会長：時間的な問題で、今は6時ですか。それを7時までですとか、いつごろまでですとか、そういう検討をされているのですか。

事務局：延長で6時です。時間を延長することについてどのような見通しを持っているかということですか。

事務局：今は試行的にやらせていただいておりますが、9月からは全学校を土曜日開設ということで向かっております。

副会長：日曜祝日はしないのですか。全国的なものですか。

事務局：はい。ニーズ的にも、日曜日のニーズはそれほど高くないようです。1週間のうち日曜日くらいは家庭でということがあるのかもしれませんが。

会 長：学童保育の運営時間は、今は全国的に7時までという流れで、学童は7時まで、「いきいき」（児童いきいき放課後事業）は6時までという形で行われているところが結構あります。6時までとすると、学童は保護者負担が発生して、「いきいき」は無料です。専任もいないし、同じような担当内容だとなっていれば、保護者負担を払わないほうに移りたいという保護者が出てきています。

ですから、そこは逆に言えば、お金を払ってまでも行きたいというニーズを持つ保護者にどのように対応するかは、どのような趣旨でこれを行うのかという第5条に、「放課後児童健全育成事業における支援は、」「昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り」と謳われており、責任を持った事業展開の違いだと思うので、この部分を担保していただくための研修ならびにスタッフの体制をぜひ確立していただいて、お金を負担しても子どもをお願いしたいという保護者の期待やニーズに応えるように進めていただければと思います。このような形でよろしいでしょうか。

（意見なし）

会 長：では、その他について事務局からお願いします。

### 3. その他

事務局：子ども・子育て支援新制度を受けまして、本日まで説明した基準以外に、市立保育所条例と藤井寺市保育の実施に関する条例の一部改正等を検討しています。次回以降のこの会議で報告させていただきたいと思います。

また、3つの基準につきまして、時間が非常に少なく申し訳ありませんでした。



ご意見等ございましたら、条例案につきましては7月31日までに、事業計画案につきましては8月15日までに、メールか文書で事務局の子育て支援課までお願いしたいと思います。

次回は9月29日(月)か10月2日(木)で考えておりますので、またよろしくをお願いします。

会 長：大阪市は条例化についてパブリックコメントを募集して、もう締め切られたのですが、本市はその辺のスケジュールはいかがですか。

事務局：条例の議会提出の日が近々に迫っておりまして、タイムスケジュール的にその時間がないと考えております。

会 長：パブコメは実施が難しいということですので、我々の意見を参酌して参考にしていただき、本日の内容についてもまだご意見を承る機会を設けておりますので、その機会も利用していただきながら、条例化に進んでいただきたいと思います。

#### 4. 閉会

会 長：それでは、第4回の藤井寺市子ども・子育て会議を終了したいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

以上